

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区南島町二丁八四番地、最後の住所大阪府堺市堺区南島町二丁八四番地 被相続人 亡 岡 卓也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産清算人 弁護士 西村 陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍奈良県奈良市六条町二九二番地、最後の住所奈良市六条町二九二番地

被相続人 亡 鮎井 春枝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

奈良市高天町二七 SHビル五F安藤法律事務所 相続財産清算人 安藤 昌司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市中央二丁目九番、最後の住所岡山県倉敷市中央二丁目九番一七号 被相続人 亡 三島 清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

岡山県総社市三須六四九番地二九 相続財産清算人 司法書士 宮川 康弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県府中市府中町一九〇番地二、最後の住所広島県福山市新市町大字戸手八四二番地 被相続人 亡 山崎恵美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

広島県福山市寺町九番一〇号ディックスビル二〇二号上野法律事務所 相続財産清算人 弁護士 上野 彰大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区中井四丁目一〇番、最後の住所北九州市小倉北区中井四丁目一〇番四六号 被相続人 亡 手代木哲哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

北九州市小倉北区緑ヶ丘二丁目七番二二号 F 相続財産清算人 司法書士 岡村麻衣子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市北方町曾木子八〇八番地、最後の住所宮崎県延岡市北方町曾木子八〇八番地七 被相続人 亡 亀井 昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

宮崎県延岡市東本小路一番地八マザーアースマンション八〇二 相続財産清算人 司法書士 甲斐 雅則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字糸満五七番地、最後の住所沖縄県糸満市字小波蔵三二番地沖繩偕生園 被相続人 亡 大城 徳政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

沖縄県宜野湾市大謝名四丁目二番一〇号 相続財産清算人 崎間 考史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字真栄里一〇八七番地、最後の住所沖縄県糸満市字大度五一五番地の一有料老人ホーム琉新の風ス満 被相続人 亡 與座千枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月三十日

沖縄県糸満市字潮平七〇七番地一 オリーブエルトウス三〇三号室 相続財産清算人 司法書士 徳元 秀敬

所有者不明土地管理人による供託公告
非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 岡山県倉敷市中庄字大寺一五七〇番、岡山県倉敷市中庄字大寺一五九二番

二 供託所 岡山地方裁判所倉敷支部
三 供託番号 令和八年度金第十五号
四 供託金額 三〇五、二二二円

五 裁判所 岡山地方裁判所倉敷支部
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和五年（チ）第九号

令和八年四月三十日

岡山県倉敷市阿知三丁目三番一〇号大橋ビル三階 所有者不明土地管理人 濱田 弘

相続財産管理人による供託公告
家事事件手続法第九十条の二第二項により準用される同法第四十六條の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 被相続人 岡部 ヨシ
最後の住所 東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇七六番地 日の出ホーム
生年月日 大正十四年三月一日
死亡年月日 平成二十八年十月二十一日

二 供託所 東京法務局八王子支局
三 供託番号 令和七年度金第一七四一〇号
四 供託金額 百七十八万六千二百二十九円
五 裁判所 東京家庭裁判所立川支部
六 事件名 相続財産の保存に関する処分申立事件

七 事件番号 平成二十九年（家）第九〇四七一

令和八年四月三十日
東京都立川市曙町二丁目三四番一三三号オリンピック第三ビル三階三〇一B号室弁護士法人多摩パブリック法律事務所後見支所 相続財産管理人 岡垣 豊

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等を改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

令和八年四月三十日

一 墳墓等所在地 神奈川県鎌倉市十二所五一二墳墓等の名称 鎌倉霊園
一 死亡者の区画番号、本籍及び氏名 第一六区四側三三三 神奈川県鎌倉市岩瀬八六六番地 下村道子 下村隆一、北海道旭川市五条六七 下村柳子、北海道旭川市五条通六丁目左四号 下村健一、北海道旭川市五条通六丁目左三三三 下村晴二 下村典雄 下村その 下村長藏 下村まつ 下村正之助 下村勝子 下村まき

一 改葬を行うとする者 神奈川県鎌倉市十二所五一二 一般財団法人康信会 理事長 阿部 浩二

無縁墳墓等改葬公告
墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知下さい。

令和八年四月三十日
一、墳墓等所在地 京都市上京区出水通六軒町西入七番町三四二番一・三四一番一
一、墳墓等の名称 本寺寺共有墓
一、死亡者の本籍及び氏名 すべて本籍不詳 經粉室家先祖代々 峰須院日間信士 妙正院日瑞信女 妙榮院日本信女 貫連院日遠信士 了信院日寿信士 妙種院日久信女 妙圓院日遠信女 導専院日実信士 乗善院日成信士 妙新院日輪信女 秀豊院日圓信女 粉徳院清好日善信士 十三名氏名不詳、時武家 氏名不詳、本光院 瑞相日徳居士 本源宗實信士 本地院妙瑞日相大姉 夏雲院貞晴信女 四名氏名不詳 建立者・牛田豊吉、智境日明信士 智順妙境信女